

付13農振第3155号)」別記（I）用地調査等共通仕様書「別記15」内水面漁業権等調査検討要領及び調査職員の指示に基づき行い、調査書を作成するものとする。

## 第22章 写真台帳の作成

### 22-1 写真台帳の作成

1. 受注者は、第6章、第7章、第9章及び第10章に定める調査等と併せて次の各号に定めるところにより写真を撮影し、所有者ごとに写真台帳を作成するものとする。
  - (1) 第6章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、調査区域の概況が容易にわかるものとする。
  - (2) 第6章及び第7章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、建物の全景及び建物の主要な構造部分並びに建物が存在する周囲の状況並びに建物以外の土地に定着する主要な工作物が容易にわかるものとする。
  - (3) 第7章に定める調査のうち、動産に関する調査と併せて行う写真の撮影は、7-4第3号及び第4号の動産の種類等が容易にわかるものとする。
  - (4) 第7章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、営業商品の陳列状況、生産の稼働状況、原材料及び生産品等が容易にわかるものとする。
  - (5) 第9章及び第10章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、調査職員の指示により前各号に準じて行うものとする。
2. 写真台帳には、写真を撮影した付近の建物配置図等の写しを添付し、建物等の番号を付記するとともに撮影の位置及び方向並びに写真番号を記入するものとする。
3. 写真台帳の作成にあたっては、撮影年月日等の記載事項及び撮影対象物の位置その他必要と認められる事項を明記し、写真撮影に従事した者の記名押印をするものとする。
4. 第12章、第14章、第16章、第19章及び第21章についても、前各号に準じて処理するものとする。